

# 岐阜県公報

第 二 百 十 二 号

令 和 三 年 六 月 二 十 二 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

( 治 山 課 ) 三六二  
( 道 路 維 持 課 ) 三六二

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定  
土地改良区役員の退任及び就任

( 農 地 整 備 課 ) 三六三  
( 西 濃 農 林 事 務 所 ) 三六三

## 告 示

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町平岩字釜洞八二の一・八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町栗原字大正二〇〇一の一、二〇〇一の四、二〇〇一の九、二〇〇一の一〇、二〇〇二、二〇〇三の一、二〇〇五の二、二二四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
県道	恵那線 八百津線	恵那市笠置町河合字江口一六 〇五番一五地先から 同市同町同字同 一六 〇六番一地先まで	二六・四	令和 三・六・三	令和 三・一・三

岐阜県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
県道	恵那線 八百津線	恵那市笠置町河合字栃久保一 六七〇番一五地先から 同市同町同字同 一 七六二番七地先まで	一四〇・三	令和 三・六・三	令和 三・一・三



令和三年六月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社